

親が「親をする」ことの意義に関する考察

荒木 美 紗 埼玉大学教育学部
小田倉 泉 埼玉大学教育学部乳幼児教育講座

キーワード：親、「親をする」、育児、親性

1. はじめに

近年、都市化や工業化等がさらに進み、母親と子どもを取り巻く環境が変化しており、それに伴ってさまざまな社会的問題、家庭における問題が生じている。現代の日本において、日々の生活の中で、わが子との関わりに難しさを感じたり、核家族化や地域の繋がり希薄化を背景に、親が育児によって社会から孤立している状況、すなわち“孤育て”化に不安を抱いたり等、育児のしにくさを感じている親、家族は多く存在するであろう。宮澤（1998）は、「子供があぶない、といわれるが、ほんとうはおとながあぶないのではないか」、「子供がわからなくなったといわれる。しかし、子供の姿がもし大人の現実を写す鏡だとしたら、大人自身が自分の姿を見失っていることになりはしないか¹⁾」と述べている。すなわち、現代の大人は大人になりきれておらず、大人の心の育ちの不十分さが、現代の子育て問題と関係があるのではないだろうか。

今日、育児というと、大変さや悩ましさとといった消極的な印象がもたれがちであり、日本で広く見られる子育て問題の一つには、とりわけ母親に多いとされている「育児不安」が挙げられる。周囲に頼れる存在がいなくとも「育児不安」の一要因であるが、柏木（2013）は、育児以外のことに使える時間も心身の余裕もなくなってしまい、子どもは育てているけれども、自分は育っていない、と親が焦りや不安を抱いていることが「育児不安」の内実であるとしている²⁾。一方で、育児を通して、親は今まで経験してこなかったさまざまな体験をしていく。育児は、人と人との関係そのものであり、「育児は育自³⁾」という言葉のように、育児経験は、人に人間的な成長へとつながる変化をもたらすといわれている⁴⁾。つまり、親は育児経験を通して自らが変化する可能性をもっているといえる。このことから、日々育児経験を積んでいる親が、親としての役割の負担感にとらわれてばかりいるのではなく、自身の変化を実感できることが、育児において重要な意味をもつと考える。

そこで、本稿では、現代の日本における「親」とはどのような存在を意味するのかを整理し、親が育児を経験する、すなわち「親をする」ことの意義を検討、考察することを目的とする。

2. 多様な「親」とその性質

2-1 多様化する「親」と「家族」の形

(1) 現代の日本における親子の関係性

「親」の定義については、広辞苑（第六版）に「父と母の汎称。子をもつ者。」とある。また、「親権」とは、「未成年の子に対して父母が有する、監護・教育・財産の管理などの包括的な権限および責務」（広辞苑 第六版）であり、民法では第4章に「親権」に関する条文が記されている。第

818条には「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」「子が養子であるときは、養親の親権に服する。」「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。」とある。つまり、「親権」は子どもに対して親が有する権利であり、義務である。親と子の関係性において、「親権」を有するということは、親が責任をもって子どもを養育する権利があること、また責任をもって子どもを養育しなければならない義務があることを示しているといえる。

現代の日本においては、法律に基づくさまざまな親子の関係がある。その一つには、血縁関係の一致しない「法的親子関係」があり、「養子縁組制度」を利用した親子関係、すなわち「養親子関係」⁵⁾がこれにあたる。民法において、「養子縁組制度」とは、「『血縁』関係がない者のあいだに法律によって人為的に親子関係を形成すること」⁶⁾である、と定められている。また、民法によると、日本には「普通養子縁組」(第792条から第817条)と「特別養子縁組」(第817条の2から第817条の11)の2種類が存在する。「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の違いは、血縁にある実親子間の法律関係、すなわち「実親子関係」⁷⁾が存続するか否か、という点が挙げられる。前者は「実親子関係」が存続し(親権は養親に移る)、後者は終了する。また、戸籍の記載にも違いがあり、前者の場合は「養子／養女」と記載されるが、後者の場合は実子と同様の記載となる⁸⁾。

「養子縁組制度」に類似する制度として、児童福祉法において制定されている「里親制度」がある(第6条の4・第34条の19から第34条の21、他)。この制度は、「都道府県知事の認定を受けた里親が、みずからの家庭において保護を必要とする子ども(生まれた家庭で、あるいは生みの親のもとで養育されることができない子ども)を養育するもの」⁹⁾である。また、「里親」には、「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」の4種類が存在する(児童福祉法第6条の4)。「里親制度」において、「法的親子関係」は基本的には成立しないものとされている。ただし、園井(2013)によると、「養子縁組里親」は、将来的に子どもとの養子縁組を希望する里親であることから、最終的には家庭裁判所の許可によって「法的親子関係」が成立する可能性があるという。

森(2016)は、「養子縁組制度」について、実親がいない場合や実親が養育できない場合に、養子縁組によって法的で永続的な親子関係を結び、子どもの発達を保障するという点で、子どもの福祉にとって重要であると述べている。「里親制度」は「法的親子関係」が基本的には成立しないが、保護を必要とする子どもを守り、養育するという点では意義がある制度である。また、「里親」は「社会的親」¹⁰⁾ととらえられ、「里親」と子の関係を「社会的親子関係」¹¹⁾とする考え方もある。

生殖補助医療技術の進展・普及もまた、親子関係をさらに複雑化させた一因であることが考えられる。伊藤(2016)によると、体外受精をはじめ、生殖補助医療技術のうち初歩的とされる人工授精は、戦後間もない頃から不妊治療の一手法として行われてきた。また、森(2016)は、不妊治療を行っても妊娠に至らない場合、卵子提供や精子提供による非配偶者間生殖補助医療技術を選択するカップルも増えてきていると述べている。このように、生殖補助医療が進展し一般化しつつある中、日本においてはそれに関連する立法がなされていない現状がある。多様な親子関係の成立に際して、早急に法整備がなされるべきであることは多くの研究において主張されている。

以上のことを整理すると、まず日本における親子関係には、「法的親子関係」と「社会的親子関係」が存在する。「法的親子関係」には、血縁関係が一致する「実親子関係」と、血縁関係が一致しない「養親子関係」とがある。「社会的親子関係」は、血縁関係も「法的親子関係」も成立しないが、「社会的親」は家庭において子どもを保護し、養育する存在である。このことから、現代の日本における親子関係においては、血縁関係や「法的親子関係」が必ずしも一致するわけではなく、また、

産む者と養育する者が同一であるとも限らないということが分かる。また、子どもを保護し、養育するということが、人を「親」とする上で重要な意味をもっていることも明らかである。

(2) 現代の日本における家族の関係性

広辞苑（第六版）によると、「家族」とは、「夫婦の配偶関係や親子・兄弟などの血縁関係によって結ばれた親族関係を基礎にして成立する小集団」である。主として「家族」は、夫婦関係が基盤となっており、夫婦は子どもという存在があつて初めて「親」になる。子どもの存在によって、夫婦関係は父親と母親という関係性となる。そして、「親」と子という新たな関係性が築かれていく。

しかしながら、現代の日本の現状をみてみると、子どものいる世帯の割合は減少していることが明らかとなっている。牧野ら（2015）によると、18歳未満の未婚の子どもがいる世帯数は、2012年には約1200万世帯で、世帯総数に占める割合は24.9%であった。この割合は、30年前の約半分ほどに減少したという。また、約1200万の子どもがいる世帯を家族構造別にみると、夫婦と子どもだけの世帯が71.9%、ひとり親と子どもの世帯が6.6%、祖父または祖母を含む三世帯世帯は18.0%であった。家族構造として、ひとり親と子ども世帯の割合は増加傾向にあるという。また、三世帯世帯は減少傾向にあり、子どもが成長する過程において、日常でかかわる家族が限られており、かかわりの単純化を牧野らは指摘している。

前述したように、「家族」とは、「夫婦の配偶関係や親子・兄弟などの血縁関係によって結ばれた親族関係を基礎にして成立する小集団」であるが、その定義は変化してきている。その一つとして、森岡ら（1997）は、「家族とは、夫婦・親子・きょうだいなど少数の近親者を主要な成員とし、成員相互の深い感情的かかわりあいによって結ばれた、幸福（well-being）追求の集団である¹²⁾」とした。まず、「家族」の構成については、夫婦関係を基盤とし、親子関係、きょうだい関係が派生していく。このことは、従来の「家族」という関係性においても考えられていたことである。森岡らは、この家族成員の結びつきについて、「配偶関係」や「血縁関係」による結びつきではなく、「相互の深い感情的かかわりあい」を重視している。この「深い感情的かかわりあい」とは、“愛情”に基づくかかわりあいだけでなく、家族成員間の感情のくい違いや緊張、葛藤に基づくかかわりあいも含む結びつきである。また、森岡らは、家族の機能としての「幸福（well-being）追求」を示した。そしてこれが「家族」としての諸機能の基底にあるとし、「家族」を「第一次的な『幸福追求』の集団である¹³⁾」としている。このように、「家族」という関係性の定義は変化しており、精神的な結びつきが「家族」という関係性を支えていることが考えられる。

また、前述したように、親子関係においては、血縁関係と「法的親子関係」が必ず一致するものではなく、また血縁関係が必ずしも必要とは限らない。このことを踏まえると、「家族」という関係性においても、従来の定義にあつた血縁による結びつきは必ずしも必要とはいえないことが考えられる。また、子どもをもたないとする夫婦のみの世帯もあることから、夫婦のみの配偶関係によって成立する小集団も「家族」である。さらには、ひとり親世帯も増加傾向にあり、成立時にはあつた配偶関係がなくなることがある。よって、父子または母子関係によって成立する小集団も「家族」である。

以上のことから、「家族」とは、配偶関係、血縁関係を必ずしも要せず、「相互の深い感情的かかわりあい」という精神的な結びつきによる集団であることが分かる。また、「家族」が目指すべきは、家族成員の「幸福追求」であることも指摘されている¹⁴⁾。

(3) 先行研究における「親」の定義の曖昧さ

日本における「親」に関する研究をみてみると、発達心理学、家族社会学をはじめとする様々

な分野で進められている。例えば、山口（1997）は、「親」に関して“子どもを産む”という意味での「生物学的な親」¹⁵⁾と、“自己を親として認知する”という意味での「心理学的な親」¹⁶⁾というように分けてとらえている。さらに山口（2010）は、「『親ではあるが、親になってはいない状態』、生物学的には親になっているが、心理学的には親になっていない」¹⁷⁾状態が存在するならば、その不安定さの中で育児不安やストレスが高まっている可能性が考えられると述べている。

山口とは反対に、心理学的には親になっているが、生物学的には親ではないと考えられる状態に着目した研究として、有田（2006）が行ったアメリカの「LGBTIQ家族」¹⁸⁾に関する研究がある。この研究において、「LGBTIQ家族」は既存の「親」概念とは外れる営みとなりうるとされ、アメリカにおける同性カップルに焦点をあてた、「親」の再定義の必要性が説かれている。この中で有田は、同性パートナーが心理学的な親として認められるようになったアメリカの事例を挙げている。アメリカでは、子どもと血縁や養子縁組等の関係がなくとも、その子どもの親の承認を得ているのであれば、また、自ら進んで子どもの親として務めてきたのであれば、その人物は皆、心理学的親として認められることが可能であると考えられている。このことから、アメリカにおいて、同性愛者の親としての権利保障と、既存の「親」概念の問い直しがなされていることが分かる。

また、アメリカにおける「親」の定義について、有田は以下のように述べている。

まず、「親」の語は、「子どもの生物学的親または養子縁組した親」¹⁹⁾を含む。さらに、「親」の語は、次の条件にあてはまる人物をも含む。その条件とは、「子どもの人生にとって十分な期間、共に暮らしている」こと、「子どもの発達に沿って適切な日々の養育や指導を行っている」こと、「もしも子どもがすでに生物学的親と暮らしているのであれば、その生物学的親がその人物が子どもの親となることを認めている、また、子どももその人物を親と認めている」ことの3点である²⁰⁾。

有田は、親子であることを決定づけるのは、単なる生物学的に関係があるということだけではなく、日々の関わりにおける親密性から導き出される情緒的関係性であるとし、このことが「親」の定義において重要であると述べている。このことは、前述した「家族」が「相互の深い感情的かわりあい」という精神的結びつきによる集団であるという森岡らの見解と同様であることが考えられる。

ここまで「親」に関する3つの研究を挙げたが、これまでの日本における研究では、いずれも「親」を明確に定義しているわけではない。また、山口（2010）は、現代の日本における家族、親子関係にはさまざまな形があるが、これまでの日本における研究の中で、自明のことであるかのように「親」を「子どもを産み、育てている者」としてとらえていることを指摘している。両性カップルだけではない現代において、子どもを産むことが必ずしも「親」の条件であるとは限らない。現代の日本における親子や家族の形は実に多様化している。また、それに伴って「親」の定義も多様化していることから、「親」とはどのような存在であるかを示すには、様々な視点から「親」をとらえることが必要であることが考えられる。

2-2 「親」がもつ「親性」概念

「親性」とは、「親が自分の子どもを養い育てようとする性質」²¹⁾と定義される、ケアや育てるということの主体と対象を、親と子に限定した概念である。林（2006）によると、「親性」には、親は性別に関係ないとするジェンダーフリーとしての側面がある。本節では、従来用いられてきた「母性」、「父性」、「育児性」の概念を整理し、性別に関係ない親としての性質として展開されてきた「親性」の概念について示す。

(1) 「母性」と「母性意識」

「母性」の定義については、広辞苑（第六版）に「母として持つ性質。また、母たるもの」とある。大日向（2004）は、この定義に対して次のように述べている。

「母性」の示す「母として持つ性質」や「母たるもの」が何を意味しているのかについては、「妊娠・分娩・哺乳に関して女性が所持している固有の生理的特性や身体的特徴」²²⁾を意味する場合もあれば、「わが子に対する母親としての保護、慈愛や献身的態度」²³⁾を意味する場合もある。

このことから、「母性」という概念は広義にとらえられていることがうかがえる。

花沢（1991）は、「母性」という語を含む「母性意識」の概念を挙げ、「母性意識とは、女性が母親になる、あるいは母親であることの自覚と、その自覚にもとづく妊娠・分娩・育児への態度や価値観との両者を包括する概念」²⁴⁾であると述べている。この「母親になる、あるいは母親であることの自覚を『母親自覚』」、「妊娠・分娩・育児への態度や価値観を『母性理念』」とした²⁵⁾。そして、「母親自覚」が「母性意識」の始まりであり、「母性理念」は、乳幼児期の子どもとの接触体験によって形成されていくとしている。すなわち、「母性意識」は、妊娠・出産・育児という体験における、乳幼児期の子どもとの関わりを通して形成されていく。また、「母親自覚」と「母親理念」とを包括した「母性意識」は、育児行動の基盤であると花沢は述べている。

この花沢の考えに関連して、山口（2003）は、親になる過程に関する研究において、2名の母親に面接調査を行った。その結果、自身を“母親である”と最初に自覚したのは、両者とも、妊娠していることを医者から告げられた時であったという。このことから、山口は「母親としての意識は、受胎や出産などの『内部』の身体的変化よりも『外部』の医者からの告知により始まって」いる²⁶⁾と述べている。母親2名の意識の違いとしては、医者からの告知の際、一方の母親は、“これから母親になるんだ”と、「将来母親になることを予知的に」意識し始めたのに対し、もう一方の母親は“私はもう母親なんだ”と、「既に母親になっている自分」を意識し始めたという点が挙げられる²⁷⁾。花沢の考えを基に山口の調査結果を振り返ると、母親2名の母親としての意識の始まり、すなわち“母親である”という自覚は、花沢が示した「母親自覚」であり、両者ともに、「母性意識」の形成の始まりを見ることができると考えられる。

(2) 「母性」概念の広がりと「父性」

前述したように、「母性」とは、「母として持つ性質。また、母たるもの」（広辞苑、第六版）である。大日向（2004）によると、従来の日本における「母性」観において、妊娠・分娩・哺乳は女性にだけ可能な機能であり、子どもを産むことが可能な女性は生来的に育児の適性をも備えている、とされてきた。また、母親となった女性が持つ子どもに対する愛情は、他に比類のないほどすばらしいものであるが故に、母親が育児に専念することが最善の子育てのあり方であるという考え方が大正時代になってから特に強調されるようになったという。これに関連して、母子関係や育児に対する関心として、「三歳児神話」²⁸⁾も注目を浴びた。「三歳児神話」とは、「子どもが小さいうちは、とくに三歳までは母親が子どものそばにいて、育児に専念すべきだ」²⁹⁾という考え方である。これを牧野ら（2015）は、「母性神話」³⁰⁾とも表現している。家政学用語辞典には、「母性神話」に関して、「母性愛は本能であるという通念」であり、「『母性愛は本能で母性行動を引き起こす。母親によって育てられなければ、子どもはよく育たない』という母性イデオロギー」である、とある。具体的には、「子どもにとって、特に3歳までの幼少期が重要である」ことや、「この大切な時期は生みの母親が養育に専念しなければならない」こと、「母親が就労などの理由から育児に専念しないと、将来にわたって子どもの発達に悪い影響を残す」ことであり³¹⁾、これらはメディア

でも多く取り上げられてきた。大日向（2000）によると、大正時代半ば、日本では資本主義が導入され、都市には勤労者世帯が登場した。そして、資本主義体制の維持には、男性は仕事、女性は家事・育児に専念するという家族形態が不可欠であったという。そのような社会的要請を受け、育児が母親の責務であると考えられ、母親が育児に専念し、専門的な知識に従って子どもを育てる必要性が説かれた。「三歳児神話」は、女性は家事・育児に専念するという考え方をさらに強調しただけではなく、男性は仕事、というような性別役割分業的な価値観を家庭の中に浸透させた。

しかしながら、社会の変化に伴って女性の社会参加への意欲が高まり、女性のライフスタイルに変化が見られるようになると、従来考えられてきた「母性」観を維持していくことが困難な状況となっていった。母親となった女性は、社会参加への意欲や自我意識と、育児中心の生活との間で葛藤し、“仕事か、育児か”の選択を迫られる状況に置かれることにより、自身の生活に悩みや苛立ちを訴えるようになったという³²⁾。牧野らによると、フェミニズムの動きから、「三歳児神話」が制度的、政治的につくられ利用されてきたことを明らかにする研究や論説が生み出され、母親たちはその神話の呪縛から少しずつ解き放たれてきたといわれている。また、山口（2010）は、さまざまな研究において、「三歳児神話」（「母性神話」）は子どもの成長にとって幼少期が重要であるという点以外はほぼ否定的な見解がなされてきたと述べている。これらのことから、育児における女性の母親としてのあり方とは何か、という根源的な問い直しをしていくことが必要である。また、その母親としてのあり方を構築していくためにはどのような経験、変容が重要であるのかをとらえることに意義があると考えられる。

山根ら（2008）は、従来とらえられてきた「母性」概念の意義について問い直した。その上で、「母性」は、「従来の『母性は本能である』という曖昧かつ絶対的な概念とは異なり、すべての女性が持っているわけではなく、また、女性だけが持っているものでもないこと、妊娠や出産という体験の受けとめ方や、母親を取り巻く社会的状況によっても変化がみられるもの」³³⁾であるとした。

これに関連して、大日向（1996）は、母性的な要素は子どもを産んだ母親だけではなく、父親もその要素をもつことができると述べている。「父として持つ性質」（広辞苑、第六版）とされる「父性」の概念も、「母性」の概念と同様に、すべての男性がもっているわけではなく、男性だけがもっているものでもない、ととらえることが可能なのではないだろうか。すなわち、女性も男性も、親としての性質を同じようにもっているということが考えられる。

(3) 「育児性」の提起

大日向（1988）は、「母性」、「父性」に替えて「育児性」という新たな概念を提起した。「育児性」は、「男女両性の成体における広義の養育欲求・養育行動」³⁴⁾であるとされている。さらに、「従来の性別役割的分担や固定した親役割にとらわれることなく、ひとりひとりの育児能力を検証し、その多様性や個別性を見いだしつつ、その弱点を支援していくこと」³⁵⁾が、変化し続ける社会に対応した育児のあり方を追求するために必要であると大日向（1996）は指摘している。ここでいう育児とは、「子どもたちの発達力を信頼し、その発達を支援する営み」³⁶⁾である。大日向は、女性と男性の生き方、さらには育児に対する社会的な取り組みのあり方のうち、幼い生命が人間的に成長していく過程に大人が手をさしのべていくことは、「わが子、あるいは父と母、産む産まないといった関係性に必ずしもとらわれることなく、大人として当然になすべき役割」³⁷⁾として位置づけられている、と述べている。

大日向は、生命を育む力として、「子どもの心身の状態に即した適切で応答性豊かなかかわり方」、「愛他性（思いやり）と包容力」、「共感性と感受性」、「幼い存在の発達を支援し保障しようとする

責任感に裏づけられた愛情とそれを実行する技能」等を挙げている³⁸⁾。これらは性別の違いを超えて、生命を守り、世代をつないでいくために求められる「大人としての人間関係能力」³⁹⁾であることを大日向は示した。このことから、「育児性」は、わが子に対する親としての保護、慈愛や献身的態度であることが考えられる。さらに言えば、「育児性」は親だけでなく、子どもを養育しようとするすべての人、社会に向けた概念であることが考えられる。

大日向による「育児性」の提起には、親の性差や子どもとの関係性にはこだわることなく、生命の連続性と子どもの発達を支援していくという視点から、育児を担う親としての態度や姿勢をとらえていく重要性が込められている。また、親に限らず、社会全体として次世代を担う子どもの発達を支援する必要性が「育児性」の提起に含まれていることが考えられる。

(4)「親性」概念の広がり

汐見 (1989) は、「父親も母親も区別なく、親であることとその立場を自覚し、その役割を正しく遂行すること」⁴⁰⁾を「親性」として提唱し、これが育児において重要な意味をもつとした。夫婦で相談したり協議したりしながら、愛着関係をつくるための「甘え」の役割と、自律に向けての「つき離し」の役割とを状況に応じて分担し合うために夫婦で協力していくことが、汐見による「親性」の意味、すなわち親としての役割を遂行することであると示されている⁴¹⁾。汐見は、夫婦それぞれの一個人としての性格や、役割との相性を無視して役割を分担してしまうことは、夫婦それぞれにストレスを与えることになる」と述べている。そのため、夫婦で相談、協議しながら、夫婦それぞれが個としての自分を生かし、協力して役割を遂行することが育児において重要であるとした。この汐見による「親性」概念は、親としての態度だけでなく、役割遂行という行為をも含んでいる。このことから、従来の母親、父親として持つ態度や姿勢を、母親、父親それぞれの性質ととらえる「母性」、「父性」の概念とはとらえ方が異なっているといえる。しかしながら、親としての性質は、性別関係なく持っているものであるということを示したという点で、汐見による「親性」概念の提唱は意義あるものであった。また、この点で「育児性」概念は、「親性」概念と類似していると考えられる。

串崎 (2013) によると、この汐見による提唱が「親性」概念の始まりであり、その後も「親性」の定義はさまざまに展開されたという。例えば、法月・金田 (1997) による「親としての仕事や役割、必要な心得を客観的にとらえ、子どもへの関心を持ったうえで、子どもの発達を支援するために状況や子ども自身に応じてそのつど良い対応ができる能力」⁴²⁾という定義がある。

「親性」が具体的にどのような性質であるのかについては、鮫島 (1999) の研究でも示されている。鮫島は、「親性」を「生物学的性差を認めた上で、両性ともに、親となることにより発達する個人の人格的特性」⁴³⁾ととらえた。ここでの「生物学的性差」を認める、とは、親としての態度や姿勢といった心理的、精神的な性差ではなく、女性として、男性としての身体的特徴や生理的特性といった生物的、生理的な性差を認めるということである。よって、鮫島の示す「性別学的性差」を認めるという考え方は、汐見が示した「父親も母親も区別なく」、とは考え方の質が異なると考えられる。

鮫島と類似する研究を行った及川 (2005) は、親になることを「子どもを出産し養育していく役割を獲得していくこと」⁴⁴⁾とし、それによって生じるさまざまな変化を「親性の発達」⁴⁵⁾と定義した。つまり、及川による「親性」とは「子どもを出産し養育していく役割を獲得していくこと」⁴⁶⁾、すなわち親になることによってもつこととなる性質であり、また親としての経験を重ねることによって変化するものである、ととらえることができる。このことから、親になることと「親性」に

は関連性があることが考えられる。

また、大橋ら（2010）は、「親性とは、すべての人がもっているものであり、女性と男性に共通する、自己を愛し、尊重しながら、他者（子ども）に対しても慈しみやいたわりをもつ性質である。ライフステージとともに発達していくものであり、妊娠・出産・育児期では、子どもに対して保護や育成という能力で発揮される」⁴⁷⁾と定義した。大橋らによる「親性」には、自己への認識・自己肯定の側面と、他者（子ども）への認識・養護性の側面とがある。従来、「親性」は子どものために、の一方向で、子どもを育むための親としての態度や姿勢としてとらえられてきた。大橋らは、親が自己を肯定することも親としての性質であるとし、自己を尊重しながら子どもを尊重し保護していく、という自己尊重と他者（子ども）尊重の調和、また葛藤が「親性」において重要であることを示した。

以上のことを整理すると、「親性」とは母親特有の「母性」、父親特有の「父性」の概念に替わり、親であることの性質を示したものである。汐見によって提唱された「親性」の概念は、他の研究者によってさまざまな解釈がなされ、親として子どもを養い育てようとするための“性質”、親となることによって発達する個人としての“特性”、さらにはすべての人がもっている、自己を愛し、尊重しながら、他者（子ども）に対しても慈しみやいたわりをもつ“性質”、というように定義が展開されていった。このことから分かるように、「親性」は性別に関係なく、親となったすべての人がもつこととなる“性質”であると考えられる。また、人が生まれ、経験を重ねることで人間性が発達するのと同じように、親としての経験を重ねることによって変化していくものであることが考えられる。

3. 親が「親をする」ということ

3-1 柏木による「親である」こと・「親をする」こと

柏木（2011）は、社会の変化に伴い、子どもをもつことの意味が変化したことを示している。

表1 柏木（2011）による子どもをもつことに対する意味の変化

子どもを「授かる」	→	子どもを「つくる」
①「親である」＝「子どもをもっている」		
②「親になる」 (④「親をする」の意を含む) 〈自然発生的〉	→	③「親となる」 + ④「親をする」 〈選択的〉

(柏木（2011）より筆者作成)

表1は、柏木（2011）の研究に基づいて、子どもをもつことの意味の変化を示したものである。表に記した言葉の意味は、以下の通りである。

- ①「親である」：子どもをもっていること
- ②「親になる」：“結婚→性行為→妊娠→出産”という自然の流れで子どもをもつこと、且つ育児の担い手となること
- ③「親となる」：“子をもつ”ということを選択、決断して子どもをもつこと

④「親をする」：「親となる」と同時に、育児の担い手となること

「親」とは「子をもつ者」であると述べてきたが、柏木も同様に、子どもをもっているということが①「親である」⁴⁸⁾、と示している。つまり、「①『親である』」ということは、時代の変化とそれに伴う子どもをもつという考え方の変化にかかわらず、「子どもをもっている」という事実を示していることが考えられる。

かつて子どもを「授かる」といわれていた時代には、子どもをもつことに対して選択の余地はなく、性行為の末に生じる受け身で自然のなりゆきともいえることであつたとされている。さらに、この自然のなりゆきの中には、子どもを育てる、すなわち育児の担い手となることも当然のこととされていた。これに対し、社会の変化や医療技術の進展によって、現代では“子をもつ”と決めて産む、つまり子どもは「つくる」ものだと考えられるようになった。

子どもを産むか否か、また何人にするかを定める、さらには、生殖補助技術によって、不妊だと諦めていたカップルにも、子どもを「つくる」ことを選択することができるといったように、子どもをもつことにおける選択の幅が大きく広がっている。しかしながら、不可能だったことが可能となったことを含め、選択肢が広がったということはプラスの変化であるようにみえるが、子どもをもつということに至るまでの過程が複雑化し、その過程では多くの決断や選択が迫られることになっていると柏木は指摘している。

以上のことを整理すると、子どもを「授かる」時代から、子どもを「つくる」時代へと変化したという社会的背景があつた中で、まず「①『親である』」ことは、社会的背景には左右されない「子どもをもっている」という事実を示している。そして、子どもを「授かる」時代から「つくる」時代への変化に伴って、受け身で非選択的に子どもをもつ、すなわち自然に②「親になる」ことから、決断や意思決定を伴い、能動的に選択的に子どもをもつ、すなわち選択・決断の末③「親となる」ことへ変化した⁴⁹⁾。また、「授かる」時代に親になった（「②『親になる』」）カップルは、出産後、当然の流れのように育児の担い手となったが、子どもを「つくる」時代に「③『親となる』」ことを選択したカップルにとっては、育児の担い手となること、すなわち④「親をする」のかどうかを選択・決断事項となったことを柏木は示している⁵⁰⁾。

しかしながら、子どもを「つくる」といわれる現代においても、子どもをもつことを選択・決断することなく、いつの間にかできてしまった、いわゆる“できちゃった”によって子どもをもつことが少なくない。誕生するすべての子どもが大人の意味や計画に沿って生まれてくるわけではなく、それによって子どもが苦しい思いをする可能性もあるだろう。子どもを「つくる」時代といわれ、親としてさまざまな選択ができるようになったが、さまざまな選択肢がある分、子どもをもつことにさらに慎重になるべきである。そして、子どもを「つくる」ということに対して、さらに真摯な態度で向き合うことが必要であることを、これから「③『親となる』」者が理解することが重要であろう。

3-2 「親をする」経験と「親性」

串崎（2013）は、親が子どもを育てるために必要な資質として、「相手の必要性を読み取る共感性と自分の能力を受け止める謙虚さ、弱さを抱える相手を自分のために利用しない良心、自分の要求を脇において相手の要求を尊重する自己制御力、相手と自己を信じて希望を持ち続ける力」⁵¹⁾等を挙げている。これを踏まえ、若佐・佐々（2014）は、「親になること」について、「親役割観

や子どもへの親和性で遂行できる類のものではなく、親が子どもとの関係のなかで、自分自身の力や問題をも考えることができることである⁵²⁾と述べている。この若佐らの言う「親になること」とは、育児の担い手となるとともに、親である自分自身と向き合うことが可能となることを示している。若佐らの言う「親になること」とは、育児の担い手となるという意味を含んでいることから、柏木の言う「②『親になる』」ことではなく、「④『親をする』」ことを示していると考えられる。

若佐らは「親性」について、遺伝的に備わっているものではないと述べている。そして、「親性」は子どものありのままを受け止め、愛情深く育てていくという性質だけではなく、親自身が自己の内にある「子ども部分」⁵³⁾も受け入れ、目の前の子どもの関係の中でお互いが発達していく、変化していくという性質であるとしている。この「子ども部分」について若佐らは、「不安や恐怖、貪欲さや未解決の葛藤などと呼んでもいいかもしれない」⁵⁴⁾と表現する。このことは、大橋らによる「親性」概念と類似しており、親の自己尊重と他者（子ども）尊重の調和、また葛藤が「親性」において重要であることが分かる。

「親性」は、性別に関係なく、一個人が親になることによってもつこととなる性質であり、人が生まれ、経験を重ねることで人間性が発達するのと同じように、親としての経験を重ねることによって変化していくものである。柏木の考えを踏まえると、「親性」は、「③『親となる』」ことが実現することでもつこととなる性質であり、「④『親をする』」経験によって変化していくものであると言い換えることができるであろう。

3-3 「親をする」経験と“心理学的に「親である」”という実感

柏木の言うように、子どもを「つくる」時代において子どもをもつことを選択することによって、人は「③『親となる』」といわれている。また、前述したように、山口（1997）は、“子どもを産む”という意味での「生物学的な親」と、“自己を親として認知する”という意味での「心理学的な親」という見解を示している。「生物学的な親」が「心理学的な親」となるには、「③『親となる』」ことが実現するだけでは得られず、さまざまな困難や葛藤を乗り越えたり、喜びや楽しみを味わったりするといった育児経験が重要な意味をもつことが考えられる。若佐らは、育児に潜む「大きな困難と苦痛、そしてその途上で培われていく『親性』と、子どもを育み慈しむことによって得る大きな喜びを、親たちが『自分のものとして感じられる』」⁵⁵⁾ことが重要であると述べている。このことから、さまざまな育児経験、すなわち「④『親をする』」経験を重ねることによって生じるさまざまな思いや葛藤、また培われていく「親性」を、親自身が自分のものとして感じるものが、「心理学的な親」となるために必要であると考えられる。

4. 親が「親をする」ことの意義

4-1 現代の日本における「親」とはどのような存在か

ここまで述べてきたように、現代の日本において、子どもをもつことに対する背景や「親」の定義は多様化しているが、まず「親」とは「子どもをもつ者」である。子どもの存在によって、結婚して夫婦になった二人は「親」となる。一方で、夫婦になることなく「親」となるというケースもみられる。このことから、子どもの存在によって人は「親」となるが、「親」となることには、結婚という事実、配偶関係が前提にあるとは限らないということが考えられる。また、子どもをもたない「家族」、すなわち「親」にならない、あるいは「親」になれない夫婦も存在する。つまり、「親」

は誰もが経験するわけではなく、子どもをもつということは当たり前のことではないといえる。また、子どもを産むことや血縁関係、「法的親子関係」にかかわらず、子どもと精神的な結びつきをもつことが「親」と子どもの関係性を繋ぐ上で重要である。そして、その精神的な結びつきのもと、“子どもを保護し、養育する”ということが人を「親」にすると考える。そして、子どもとの相互のかかわり合いによって、「親」と子は情緒的関係を形成していく。

よって、「親」とは、「子どもをもつ者であり、精神的な結びつきのもと、子どもを保護し、養育する者」ととらえられる。また人は、性別に関係なく、親となることによって「親性」という性質をもつこととなり、親としての経験によって「親性」が培われていくと考える。

4-2 現代の日本における「親」が「親をする」ことの意義

本稿では、「親」とは、「子どもをもつ者であり、精神的な結びつきのもと、子どもを保護し、養育する者」ととらえた。そして、前述したように、精神的な結びつきを前提とした子どもとの関係性の中では、子どもが育つとともに「親」自身も自分自身と向き合うことが可能であることが考えられている。これらのことを踏まえ、「親をする」こととは、「育児の担い手として、子どもとの関係の中で、親が自分自身と向き合う姿勢をもちながら、子どもを保護し、養育する」ことであるととらえる。この「親をする」経験は、全ての人に等しく経験されるものではなく、個々の生き方や人生の歩みの中で、「親」となることを選択、決断することによって培われるものであると考える。また、「親をする」経験によって、わが子との関係性という軸の中で自己が成熟し、深化していくこと、育児によってもたらされる“ともに生きる”ことの喜びや新たな自己の変化に気付くことができる可能性を秘めている。そのため、「親をする」ということは、非常に価値のある経験であると考えられる。「親をする」過程でさまざまな思いを知り、葛藤を経験し、わが子との関わりを通して自分自身のあり方を見つめ直すことが可能であるということが、「親」が「親をする」ことの意義として、大きな意味をもつのではないだろうか。

5. おわりに

本稿において、「親」が「親をする」ことは、非常に意義のある経験であると示した。しかしながら、現代の親は、「親」としてどのように生きていくべきか、「親」としての態度や姿勢が分からないまま「親」となっていることも多いようである。そのため、「親となる」ことはできていても、「親をする」ことができていると実感する者は少ないのではないだろうか。親準備性教育に関する研究も進められているように、「親となる」前に、「親をする」ための知識や意識をもつことが必要である。そして、「親をする」経験を積む中で、子どもの育ちばかりではなく、「親」が自分自身を見つめ、大切にし、その変化に気付いていくことが、育児において重要なのではないだろうか。また、育児によって親が社会から孤立することがないように、地域社会のあり方についても改めて見つめ直す必要があると考える。

現代の日本において、養子制度の整備や、医療の進展などにより、子をもつ上でのカップルの選択肢が広がった。しかしながら、その背景には、子どもの権利問題や倫理的問題等、さまざまな問題が潜んでいることが考えられる。そのため、子どもをもつことに対してさらに慎重に検討し、子どもをもつことの価値を問い直すことが「親となる」者にとって重要なのではないだろうか。

「親」自身が「親をする」ことをどのように意味づけ、「親」が「親をする」プロセスを検討して

いくことが今後の課題である。

注

- 1) 宮澤康人 (1998) 『大人と子供の関係史序説 教育学と歴史的方法』 柏書房, pp.2-3.
- 2) 柏木恵子 (2013) 『おとなが育つ条件—発達心理学から考える』 岩波新書, p.111.
- 3) 柏木恵子 (2008) 『子どもが育つ条件—家族心理学から考える』 岩波新書, p.193.
- 4) 同上.
- 5) 梅澤彩 (2013) 「生殖補助医療と親子法 生殖補助医療子の法的地位を中心に」 日比野由利編 『グローバル化時代における生殖技術と家族形成』 日本評論社, p.210.
- 6) 野辺陽子 (2013) 「不妊治療の代替策としての養子縁組 養親と養子双方の観点から」 日比野由利編 『グローバル化時代における生殖技術と家族形成』 日本評論社, p.116.
- 7) 梅澤, 前掲論文, p.210.
- 8) 野辺, 前掲論文, p.116.
- 9) 庄司順一 (2005) 「多彩な子育て形態 里親」 平山宗宏・中村敬・川井尚編 『育児の事典』 朝倉書店, p.454.
- 10) 梅澤, 前掲論文, p.210.
- 11) 同上.
- 12) 森岡清美・望月嵩 (1997) 『新しい家族社会学 (四訂版)』 培風館, p.4.
- 13) 同上, pp.4-5.
- 14) 同上, p.4.
- 15) 山口雅史 (1997) 「いつ、一人前の母親になるのか?—母親のもつ母親発達観の研究—」 『家族心理学研究』 11(2), p.83.
- 16) 同上.
- 17) 山口雅史 (2010) 『母親になるということ 母親アイデンティティを巡る考察』 あいり出版, p.18.
- 18) 有田啓子 (2006) 「迫られる『親』の再定義—法的認知を求めるアメリカのlesbian-motherが示唆するもの」 『Core ethics: コア・エシックス』 2, p.17.
- 19) 同上, p.23.
- 20) 同上.
- 21) 林昭志 (2006) 「親を生涯発達の観点から捉える試み—乳幼児期の親の発達について—」 『上田女子短期大学紀要』 29, p.4.
- 22) 大日向雅美 (2004) 「『母性』概念の変遷」 大日向雅美・竹谷雄二・前原澄子編 『助産学講座 基礎助産学〈3〉母性の心理・社会学 第3版』 医学書院, p.4.
- 23) 同上.
- 24) 花沢成一 (1991) 「母親になるということ」 『青少年問題』 38(9), p.5.
- 25) 同上.
- 26) 山口雅史 (2003) 「母親になる過程を巡って—親になる過程を巡る2人の母親への面接調査—」 『日本保育学会大会発表論文集』 (56), p.310.
- 27) 同上.
- 28) 大日向雅美 (2000) 『母性愛神話の罫』 日本評論社, p.83.
- 29) 同上.
- 30) 牧野カツコ・石井クンツ昌子 (2015) 「母親と父親」 平木典子・柏木恵子編 『日本の親子 不安・怒りからあらたな関係の創造へ』 金子書房, p.32.
- 31) 大日向 (2004), 前掲論文, p.17.
- 32) 同上.

- 33) 山根望・藤井優子・名島潤慈 (2008) 「母性・母性意識・母親意識・母親同一性の概念の検討」『山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』26, p.179.
- 34) 大日向雅美 (1988) 『母性の研究 その形成と変容の過程：伝統的母性観への反証』川島書店, p.61.
- 35) 大日向雅美 (1996) 「母性をめぐる現状と課題」大日向雅美・竹谷雄二・前原澄子編『助産学講座 基礎助産学〈3〉母性の心理・社会学 第2版』医学書院, p.30.
- 36) 同上.
- 37) 同上.
- 38) 同上.
- 39) 同上.
- 40) 汐見稔幸 (1989) 「父親と育児」『母子保健情報 = Current information of maternal & child health』20, p.49.
- 41) 同上.
- 42) 法月泉・金田利子 (1997) 「親性の発達にみる『保育参加』の効果—3歳未満児保育を中心に—」『日本保育学会大会研究論文集』50, p.336.
- 43) 鮫島雅子 (1999) 「父親と母親における子どもの誕生に伴う『親性』の心理的変容 (1) —『親性』尺度の作成と因子構造の検討—」『日本看護研究学会雑誌』22(5), p.24.
- 44) 及川裕子 (2005) 「親性の発達に関する研究—乳幼児の親性の因子構造と背景要因の検討—」『埼玉県立大学紀要』7, p.2.
- 45) 同上.
- 46) 同上.
- 47) 大橋幸美・浅野みどり (2010) 「育児期の親性尺度の開発—信頼性と妥当性の検討—」『日本看護研究学会雑誌』33(5), p.46.
- 48) 柏木恵子 (2011) 『親と子の愛情と戦略』講談社現代新書, p.17.
- 49) 同上.
- 50) 同上.
- 51) 串崎幸代 (2013) 「ケアの与え手に必要な心理的要因について—ジェネラティヴィティを支えるもの—」『千里金蘭大学紀要』10, p.82.
- 52) 若佐美奈子・佐々智子 (2014) 「『親になること』の難しさと子育て支援について」『京都大学大学院教育学研究科附属臨床教育実践研究センター紀要』18, p.131.
- 53) 同上.
- 54) 同上.
- 55) 同上, p.136.

引用文献

- (1) 園井ゆり (2013) 『里親制度の家族社会学 養育家族の可能性』ミネルヴァ書房.
- (2) 森和子 (2016) 「養子縁組家族から示唆される非配偶者間生殖補助医療による家族のあり方」『心身医学』56(7), pp.718-722.
- (3) 伊藤裕 (2016) 「市民社会法における親子関係の意義」『鈴鹿大学紀要 Campana = Suzuka University journal』22, pp.45-62.
- (4) 山口雅史 (1997) 「いつ、一人前の母親になるのか?—母親のもつ母親発達観の研究—」『家族心理学研究』11(2), pp.83-95.
- (5) 有田啓子 (2006) 「迫られる『親』の再定義—法的認知を求めるアメリカのlesbian-motherが示唆するもの」『Core ethics : コア・エシックス』2, pp.17-29.
- (6) 山口雅史 (2010) 『母親になるということ 母親アイデンティティを巡る考察』あいり出版.

- (7) 林昭志 (2006) 「親を生涯発達の観点から捉える試み—乳幼児期の親の発達について—」『上田女子短期大学紀要』29, pp.1-9.
- (8) 大日向雅美・竹谷雄二・前原澄子編 (2004) 『助産学講座 基礎助産学〈3〉母性の心理・社会学 第3版』医学書院.
- (9) 花沢成一 (1991) 「母親になるということ」『青少年問題』38(9), pp.4-11.
- (10) 山口雅史 (2003) 「母親になる過程を巡って—親になる過程を巡る2人の母親への面接調査—」『日本保育学会大会発表論文集』(56), pp.310-311.
- (11) 平木典子・柏木恵子編 (2015) 『日本の親子 不安・怒りからあらたな関係の創造へ』金子書房.
- (12) 山根望・藤井優子・名島潤慈 (2008) 「母性・母性意識・母親意識・母親同一性の概念の検討」『山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』26, pp.177-187.
- (13) 大日向雅美・竹谷雄二・前原澄子編 (1996) 『助産学講座 基礎助産学〈3〉母性の心理・社会学 第2版』医学書院.
- (14) 汐見稔幸 (1989) 「父親と育児」『母子保健情報= Current information of maternal & child health』20, pp.48-50.
- (15) 法月泉・金田利子 (1997) 「親性の発達にみる『保育参加』の効果—3歳未満児保育を中心に—」『日本保育学会大会研究論文集』50, pp.336-337.
- (16) 鮫島雅子 (1999) 「父親と母親における子どもの誕生に伴う『親性』の心理的変容(1)—『親性』尺度の作成と因子構造の検討—」『日本看護研究学会雑誌』22(5), pp.23-35.
- (17) 及川裕子 (2005) 「親性の発達に関する研究—乳幼児の親性の因子構造と背景要因の検討—」『埼玉県立大学紀要』7, pp.1-7.
- (18) 大橋幸美・浅野みどり (2010) 「育児期の親性尺度の開発—信頼性と妥当性の検討—」『日本看護研究学会雑誌』33(5), pp.45-53.
- (19) 串崎幸代 (2013) 「ケアの与え手に必要な心理的要因について—ジェネラティヴィティを支えるもの—」『千里金蘭大学紀要』10, pp.79-83.
- (20) 若佐美奈子・佐々智子 (2014) 「『親になること』の難しさと子育て支援について」『京都大学大学院教育学研究科附属臨床教育実践研究センター紀要』18, pp.125-136.

(2019年3月28日提出)

(2019年4月19日受理)

A Consideration on Significance of “parenting” by parents

ARAKI, Misa

Faculty of Education, Saitama University

ODAKURA, Izumi

Faculty of Education, Saitama University

Abstract

It is considered that parents change as a result of child-rearing, which leads to their personal growth. In recent Japanese society, however, many parents and families have difficulties in child-rearing. Especially, mothers have much anxiety related to child-rearing. This study examined the significance of “parenting” by parents. People become parents as a result of selecting and deciding to have a child. Simultaneously, they come to parent by selecting and deciding to raise a child. As their children grow up, parents come to face themselves through parent-child relationships. In other words, “Parenting” means “Protecting and raising children within the parent-child relationship as a result of the parents facing themselves.” However, many parents cannot parent despite having become parents. It is considered essential to have knowledge and awareness about parenting before becoming a parent and recognize personal changes resulting from parenting.

Keywords: parents, parenting, child-rearing, parenthood